

# 1. 平成 24 年度 事業計画

## 基本方針

少子・高齢化と人口の減少が進行する本市において、日々目まぐるしく変化する社会情勢は私達の日常生活へ大きな不安を投げかけています。

そして、介護保険法・障害者自立支援法等の改正や社会福祉を取り巻く環境も著しく変化し、家族や地域のつながりの希薄化により社会的弱者に直結する孤独死、虐待、自殺等の多くの問題が生まれる中で地域住民同士の支え合いが求められていますが、昨年3月に発生した東日本大震災では、未曾有の被災状況の中、人々や地域の支え合いが深まり新たな絆が生まれてきました。

このような状況のもと、本会の運営も非常に厳しい現状にありますが、市民の立場に立った事業の推進を目指して役職員の意識改革はもとより、健全な財政運営をはからなければなりません。

また、市の「地域福祉計画」と本会の「地域福祉活動計画」を一对とした第3期「倉吉市地域福祉推進計画」の策定を経、今後5年間の地域福祉推進の目標に向けて地域住民、行政、福祉、保健、教育他の関係機関・団体等と緊密な連携をはかり「だれもが安心して暮らせる福祉のまち」の実現に向けた取り組みを展開してまいります。

更には、「新福祉センター」(仮称)の早期建設に向けて、市行政の理解と支援をはじめ、関係諸団体の協力を求め、本会の新たな拠点施設づくりを推進します。

## 重点目標

1. 自己財源の確保と財政基盤の整備
2. 職員体制の整備
3. 新福祉センター(仮称)建設の推進
4. 介護保険事業等の安定経営

## 事業計画

### 1. 組織体制と財政基盤の整備

- (1) 理事会の定期開催 年4回（5月・7月・12月・3月）
- (2) 評議員会の開催 年3回（5月・12月・3月）
- (3) 監事会の開催 年2回（5月・11月）
- (4) 正副会長会の開催 (随時)
- (5) 部会の開催
  - ・総務財政部会 (随時)
  - ・地域福祉部会 (随時)
  - ・在宅福祉部会 (随時)
- (6) 行政との連携強化
  - ・顧問会議の開催
  - ・行政と定期的な情報交換、連絡会の開催
- (7) 苦情解決委員会の開催 年2回（10月・3月）
  - ・苦情、要望等の対応や改善状況の検討
- (8) 諸規程の整備
  - ・関連諸規程の制定と改正
- (9) 事務局機能・体制の整備
  - ・職員体制の整備
- (10) 財政基盤の整備
  - ・会員の見直しと拡充
  - ・社協会費見直しの検討
  - ・寄付金等の受入と計画的な運用
  - ・補助金の安定確保への条件整備
  - ・民間助成制度の活用
- (11) 役員研修の実施
  - ・市町村社協役員セミナー
  - ・四市社協会長・局長会
  - ・中・四国都市社協連絡協議会（7月）、他
- (12) 職員研修の実施

- ・業務別研修
- ・階層別研修
- ・中部地区社協職員協議会
- ・県内社協職員協議会
- ・中国・四国都市社協連絡協議会事務局長、職員研修（11月）
- ・計画的な職員研修体勢の整備 **新規**

(13) 調査研究の実施

- ・役員、地区社協会長の視察研修（4月）

(14) 人権問題研修の実施

- ・人権問題研修推進委員会の開催（4月下旬）
- ・職員人権問題研修会の開催（11月 2回）
- ・関係機関、団体の研究集会等への協力と参加（随時）

(15) 職員の福利厚生

- ・職員健康診断の実施（6月～7月）
- ・職員健康相談の実施（年7回）
- ・衛生委員会の開催（年2回）

(16) 点検と評価の実施

- ・意見箱の活用
- ・自己点検と評価の実施
- ・「福祉モニター」設置の検討

## 2. 企画・広報活動の推進

(1) 第54回倉吉市社会福祉大会の開催（11月）

- ・表彰、感謝、褒賞
- ・地域福祉実践発表と講演

(2) 広報活動の推進

- ・広報紙「しあわせ」の発行 毎月1回
- ・点訳広報紙の発行 毎月1回
- ・関連資料の収集
- ・ホームページの管理と充実

## 3. 地域福祉活動の推進と地区社会福祉協議会との連携

(1) 小地域福祉活動の推進とネットワークづくり

①ふれあい・いきいきサロン事業の推進

- ・新規立ち上げ費用の助成（新規15箇所）

- ・世話人交流会の開催 **新規** (8月)
- ②小地域福祉ネットワークづくり事業の推進
  - イ. 要支援者の把握と生活課題等の発見他の推進
    - ・支え合いマップづくりの作成支援
    - ・住民座談会（町内福祉懇談会）の開催支援
    - ・住民アンケートの調査支援
  - ロ. 要支援者を地域で支えるための支援体制づくりの推進
    - ・小地域福祉ネットワーク会議（仮称）の開催支援
    - ・地区関係団体等連絡会の開催支援
  - ハ. 要支援者を支えるための仕組みづくりの推進
    - ・ケアネット活動の検討
- 二. 地区社協への事業補助 (8月下旬)
- ホ. 小地域福祉活動研修会の開催 (4月26日)
- ヘ. 支え合いマップづくり研修会の開催 (7月)
- ③地区社協「地域福祉活動計画」策定の推進
  - ・地区社協への事業補助（3地区）
  - ・地区社協「地域福祉活動計画」の策定支援（7地区）
- ④市、関係機関との連携強化 **新規**
  - ・市、関係機関との情報交換、連絡会の開催
- (2) 地区社協活動の支援と連携強化
  - ・地区社協事業への運営補助 (7月下旬)
  - ・地区社協事業等への協力と地区担当職員の活動の充実（随時）
  - ・地区社協連絡協議会の開催（4月、6月、8月、10月、12月、2月）と事務局の運営
- (3) 地区福祉懇談会の開催支援
  - ・各地区社協の福祉懇談会の開催支援 (9月中旬～10月下旬)
- (4) 倉吉市民生児童委員連合協議会との連携と助成
  - ・民協との連携による関連事業の推進
  - ・研修事業へ事業補助 (10月)
  - ・活動事業へ事業補助 (10月)
  - ・関係会議等への参加
- (5) 高齢者福祉活動の推進
  - ①福祉協力員活動の推進
    - ・地区代表者会の開催 (8月)
    - ・緊急連絡用カードの更新 (9～10月)

- ・ 地区社協へ事業補助 (10月上旬)
  - ・ 地区研修会等への協力 (随時)
  - ・ 福祉協力員活動の理解促進
- ②ふれあい給食サービス事業の推進
- ・ 地区社協へ委託費の交付 (4月上旬・6月下旬・10月下旬)
  - ・ 給食サービスボランティア研修会の開催 **新規** (6月)
  - ・ 地区責任者会の開催 (1月)
  - ・ 配食用容器・消耗品の配付 (3月下旬)
- ③地区敬老会事業の助成
- ・ 地区自治公民館協議会へ事業補助 (4月下旬)
- ④老人週間啓発事業の実施
- ・ 老人週間ポスターの配付 (9月)
- ⑤倉吉市老人クラブ連合会活動の協力と助成
- ・ 事業費補助 (7月)
  - ・ ペタンク大会事業補助
  - ・ 諸事業の協力
- ⑥高齢者事業への協力と助成
- ・ 関金地区高齢者けんこうスポーツ大会への助成 (9月)
- (6) 障がい児・者福祉活動の推進
- ①小規模作業所運営の助成 (8月)
- ・ さくら共同作業所
- ②倉吉市身体障害者福祉協会活動の協力と助成 (7月)
- ・ 事業費補助 (7月)
  - ・ 諸事業の協力
  - ・ 事務局の運営
- ③倉吉市手をつなぐ育成会活動の協力と助成 (7月)
- ・ 事業費補助 (7月)
  - ・ 諸事業の協力
  - ・ 事務局の運営
- ④倉吉市精神障がい者家族会活動の協力と助成 (7月)
- ・ 事業費補助 (7月)
  - ・ 諸事業の協力
  - ・ 事務局の運営

- ⑤障がい者団体等への助成
  - ・倉吉市肢体不自由児・者父母の会へ事業費補助 (7月)
  - ・傷痍軍人会倉吉支部へ事業費補助 (7月)
  - ・腎友会中部地域会議へ事業費補助 (7月)
- (7) 児童・青少年福祉活動の推進
  - ①小学生独居老人訪問活動事業の推進
    - ・地区社協へ事業補助 (随時)
  - ②準要保護児童・生徒への支援
    - ・市内準要保護小学生・中学生の修学旅行費用の一部助成 (随時)
  - ③中学校区少年少女のつどい事業の助成
    - ・各中学校区青少年育成連絡協議会へ事業費補助 (随時)
  - ④児童・青少年健全育成団体・事業の助成
    - ・打吹スカウト育成会へ事業費補助 (7月)
    - ・鳥取県里親会中部支部倉吉支会へ事業費補助 (7月)
  - ⑤子育て支援事業の推進
    - ・託児用おもちゃ貸出事業の実施 (随時)
  - ⑥児童福祉啓発事業の実施
    - ・児童福祉週間ポスターの配布 (4月)
- (8) 母子・父子福祉活動の推進
  - ①倉吉市連合母子会活動の協力と助成
    - ・事業費補助 (7月)
    - ・諸事業の協力
    - ・事務局の運営
- (9) 高齢者・障がい者関係団体等事業の推進
  - ・福祉団体連絡会の開催 年2回(6月・2月)
- (10) 福祉教育事業の推進
  - ①倉吉市福祉教育推進連絡協議会への協力と支援
    - ・諸事業の協力
  - ②福祉教育実施校の活動協力と助成 (6月)
    - ・小学校 13校、中学校 5校、
    - ・高等学校 5校、養護学校 1校
  - ③県社協福祉教育推進校の活動協力と助成 (6月)
    - ・小学校1校

- ④福祉教育の広報・啓発活動の協力と助成
- ・各校福祉教育事業の広報・啓発活動への協力
  - ・「福祉の心」発行の助成 (2月発行)
- (11) 更生援護活動の推進
- ①災害見舞事業の実施
- ・災害等の罹災者に見舞金を贈呈
- ②更生保護団体への助成
- ・倉吉市保護司会 (7月)
  - ・倉吉市更生保護女性会 (7月)
- ③更生保護事業の協力
- ・社会を明るくする運動への協力
- (12) 地域福祉権利擁護受託事業の実施
- ①福祉サービス利用支援センター中部の運営
- ・専任職員の配置(2名)
  - ・相談の受付
  - ・自立支援のための計画策定とサービス提供
  - ・生活支援員の登録および研修会の開催 (研修会：2月)
  - ・中部地区市町社協担当職員連絡会の開催 (年3回：4月、8月、2月)
  - ・内部審査の充実 (月1回：第3水曜日)
  - ・啓発広報活動の実施
  - ・町社協事業実施状況の確認 **新規**
- ②県内会議への参加
- ・専門員連絡会 (毎月第1木曜日)
  - ・基幹的社協連絡会 (9月、3月)
  - ・契約締結審査会 (毎月第4金曜日)
  - ・運営監視小委員会 (偶数月第2水曜日)
- ③研修会への参加
- ・専門員実践力強化研修会
  - ・虐待防止実践セミナー
  - ・中国ブロック専門員研修会
  - ・各種県内研修会
- (13) 福祉器具貸出事業の実施
- ・電動ベッド、車イス等の貸出 (随時)
- (14) 社会福祉施設連絡協議会活動の協力と助成
- ・役員会の開催 (5、1月)

- ・施設代表者会の開催 (6月)
- ・施設職員交流実践研修会の開催 (9月)
- ・施設職員全体研修会の開催 (3月)
- ・事務局の運営

#### 4. 福祉バス事業の推進

- (1) 福祉バス事業の運営
  - ①福祉バス3台の安全運行と保守管理
  - ②福祉バス運営委員会の開催 (6月)
  - ③運転手の確保及び連絡会の開催 (随時)

#### 5. 共同募金配分金事業の推進

- (1) 共同募金配分金事業の推進
  - ・地域福祉活動事業他の実施
- (2) 歳末たすけあい募金配分事業の推進
  - ・歳末たすけあい募金配分事業の実施

#### 6. 資金貸付事業の推進

- (1) 生活福祉資金貸付事業の推進
  - ①生活福祉資金貸付事業の実施
    - ・低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、失業世帯等への貸付の相談と支援
    - ・民生委員実費弁償費の交付 (2月)
  - ②貸付資金
    - イ. 総合支援資金
      - ・生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費
    - ロ. 福祉資金
      - ・福祉費、緊急小口資金
    - ハ. 教育支援資金
    - ニ. 不動産担保型生活資金
- (2) 臨時特例つなぎ資金貸付事業の推進
  - ①臨時特例つなぎ資金
    - ・住居のない離職者への貸付の相談と支援
- (3) 民生資金貸付事業の推進
  - ①民生資金貸付事業の実施
    - ・低所得世帯に緊急必要な資金の貸付
    - ・担当民生委員・行政機関との連絡調整
    - ・滞納者への督促



- ・未償還金の調査と整理

## 7. センター運営事業の推進

- (1) 鳥取県倉吉老人福祉センターの管理
- ・センターの備品、設備の管理
  - ・消防総合訓練の実施 (7月)
  - ・地震避難訓練の実施 (10月)
- (2) 倉吉市高齢者生活福祉センター指定管理の受託
- ①高齢者生活福祉センターの管理運営
- ・センターの備品、設備の管理
  - ・センターの貸出と利用促進
  - ・居住部門利用者の生活支援
  - ・自主事業の実施
  - ・消防総合訓練の実施 (6月、11月)

## 8. 新福祉センター建設の推進 **新規**

- (1) 新福祉センター建設事業の推進
- (2) 新福祉センター建設検討委員会の開催 年5回
- (3) 視察研修の実施 (4月)
- (4) 市等との連携

## 9. ボランティアセンター事業の推進

- (1) 倉吉市ボランティアセンター事業の実施
- ①ボランティア活動の情報提供
- ・広報紙「しあわせ」への掲載 (毎月)
  - ・「ボランティア情報」の提供 (毎月)
  - ・ホームページでの広報 (随時)
- ②ボランティア講座の開催 (毎月)
- ③ボランティアミニ体験の開催 (5月・7月・9月・10月・11月・1月・3月)
- ④地区で取り組むボランティア活動推進事業の実施 (随時)
- ⑤小学生サマーボランティアスクールの開催 (8月)
- ⑥中学生サマーボランティアスクールの開催 (8月)
- ⑦シニアボランティア講座の開催 (5月・2月)
- ⑧災害ボランティア研修会の開催 (9月・10月)
- ⑨託児ボランティア養成講座の開催 (年3回：6月)
- ⑩ボランティア活動体験事業 (高校生・社会人) の共催 (7～8月)
- ⑪ボランティアコーディネーター養成研修会への参加

- ⑫企業CSRタイアップボランティア講座への参加
- ⑬ボランティア活動の協力と助成
  - ・個人ボランティアへの活動支援
  - ・ボランティアグループへの活動支援と補助 (6月)
- ⑭倉吉市ボランティア連絡協議会との連携
- ⑮企業・NPO法人等との連携
- ⑯ボランティア活動保険加入の推進
  - ・活動保険、行事用保険
- ⑰ボランティア登録と斡旋等の実施
- ⑱ボランティア活動資料図書、関連機材等の整備
- ⑲ボランティアセンター運営委員会の開催 (6月・2月)
- ⑳災害ボランティアセンターの体制整備
  - ・災害ボランティア活動マニュアルの整備
  - ・行政、関係機関・団体等との協働体制の整備
  - ・防災・避難訓練等への協力

## 10. 総合相談所事業の運営

### (1) 倉吉市総合相談所事業の実施

- |           |             |        |
|-----------|-------------|--------|
| ①心配ごと相談   | 第2水曜日・第4土曜日 | (年24回) |
| ②法律相談     | 第1月曜日・第4金曜日 | (年24回) |
| ③こども・家庭相談 | 第1水曜日・第3土曜日 | (年24回) |
| ④登記相談     | 第1金曜日       | (年12回) |
| ⑤年金相談     | 第2火曜日       | (年12回) |

※会場 倉吉市勤労青少年ホーム（リフレプラザ）

- (2) 相談員連絡会の開催 (2月)
- (3) 相談員研修会の開催 (6月)

## 11. 居宅介護等事業の運営

### (1) 受託事業の実施

- ①倉吉市包括的支援事業の受託実施
  - ・介護予防ケアプランの作成
  - ・倉吉市包括専門部会の事業推進
  - ・地域のネットワークづくり
  - ・権利擁護の啓発
  - ・総合相談業務

- ②介護予防教室事業の受託実施

- ・ 団体、小学校等での教室の開催
- ③緊急通報システム設置事業の受託実施
  - ・ 緊急時の適切な対応
  - ・ 24時間体制での通報や相談の受付
  - ・ 電話での安否確認
- ④認知症予防教室事業の受託実施
  - ・ モデル地区での認知症予防教室の開催
- ⑤配食サービス事業の受託実施
  - ・ 食事の提供と安否確認
- ⑥難病患者等家庭奉仕員派遣事業の受託実施
  - ・ 対象世帯にヘルパーを派遣
- ⑦生活管理指導員派遣事業の受託実施
  - ・ 高齢者の日常生活支援にヘルパーを派遣

## 12. 障害者自立支援事業の運営

### (1) 障害者自立支援事業の実施

障害者自立支援法に基づき利用者の日常生活を支援する

- ①障害者自立支援居宅介護等事業所の運営と適切なサービスの提供
  - ・ 身体障害者訪問介護事業の実施
  - ・ 知的障害者訪問介護事業の実施
  - ・ 児童訪問介護事業の実施
  - ・ 精神障害者訪問介護事業の実施
  - ・ 重度訪問介護事業の実施
  - ・ 同行援護事業の実施
- ②基準該当生活介護事業所の運営と適切なサービスの提供
  - ・ 基準該当生活介護事業の実施
- ③介護職員の処遇改善の実施

### (2) 処遇改善助成金事業の実施

- ①障害福祉サービスに従事するパート職員等の処遇改善の実施（4・5月）

## 13. 地域生活支援事業の運営

### (1) 地域生活支援事業の実施

#### 14. 介護保険事業の運営

介護保険法に基づき、利用者の居宅での日常生活を支援する

- (1) 居宅介護支援事業の実施
  - ①居宅介護支援事業所の運営と適切なサービスの提供
  - ②要介護認定訪問調査事業の受託実施
  - ③介護予防ケアプランの作成
- (2) 訪問介護事業の実施
  - ①訪問介護事業所の運営と適切なサービスの提供
- (3) 訪問入浴介護事業の実施
  - ①訪問入浴介護事業所の運営と適切なサービスの提供
- (4) 通所介護事業の実施
  - ①通所介護事業所の運営と適切なサービスの提供
- (5) 介護予防訪問介護事業の実施
  - ①介護予防訪問介護事業所の運営と適切なサービスの提供
- (6) 介護予防通所介護事業の実施
  - ①介護予防通所介護事業所の運営と適切なサービスの提供
- (7) 介護職員の処遇改善の実施
- (8) 処遇改善交付金事業の実施
  - ①介護保険サービスに従事するパート職員等の処遇改善の実施（4・5月）

#### 15. 祭壇貸出事業の運営

- (1) 葬儀用祭壇の貸出と保守管理
  - ①本所 仏式祭壇3基、神式祭壇1基の貸出
  - ②支所 仏式祭壇2基、神式祭壇1基の貸出

#### 16. 移送サービス事業（特定旅客運送事業）の運営

- (1) 移送サービス事業所の運営と適切なサービスの提供
  - ①乗務員の安全運転の指導及び安全運行の徹底
  - ②利用者の拡大

#### 17. 団体事務局の運営

- (1) 倉吉市地区社会福祉協議会連絡協議会
- (2) 鳥取県共同募金会倉吉市支会

- (3) 日本赤十字社鳥取県支部倉吉市地区
- (4) 倉吉市老人クラブ連合会
- (5) 倉吉市身体障害者福祉協会
- (6) 倉吉市手をつなぐ育成会
- (7) 倉吉市精神障がい者家族会
- (8) 倉吉市連合母子会
- (9) 倉吉市社会福祉施設連絡協議会

## 18. 顕彰

- (1) 倉吉市社会福祉協議会会長表彰
  - ①表彰・感謝・褒賞の実施
- (2) 中央・県・県社協への進達
  - ①全国社会福祉協議会会長表彰
  - ②鳥取県知事表彰
  - ③鳥取県社会福祉協議会会長表彰・感謝